

【緊急事態宣言延長の対応について】

2020年5月5日(火)

5月4日(月) 政府より緊急事態宣言の期間延長が発表されました。

それに伴いnicoriGYMは、以下の対応を致します。

1、臨時休館の延長

5月7日(木)～5月31日(日)の期間、施設を臨時休館と致します。

急なご案内が重なり、会員様にご迷惑をおかけ致しますが、

何卒、ご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

2、月会費充当についてのご案内

※臨時休館分の月会費(4月5月)は無料とさせていただきます。

既にお支払いいただいている4月分の月会費は、

6月以降の月会費へ充当させていただきます。

3、6月からの営業再開について

現時点では、6月1日(月)の営業再開を予定しておりますが、

今後の政府の発表によって、変更させていただく場合もございます。

尚、6月からのサービス再開手順などのご案内につきましては、

後日改めてご連絡させていただきます。

株式会社 nicori

nicoriGYM 責任者 今成晴樹